

大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市には、飯盛山や飯盛城跡があり、連日、府内外から多くの人が山頂付近を訪れるとともに、野崎観音やmorineki、アクティブ・スクウェア・大東等の観光スポットや施設にも市内外から多くの人が訪れている。

「大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務」（以下、「本業務」という。）は、これらの魅力的な観光資源を的確にターゲットに届け、効果的かつ効率的に観光誘客を図るとともに、利便性向上や周遊促進、観光消費の増加、地域活性化を図ることを目的とする。

本実施要領は事業実施を円滑に進めるため、その業務を担う委託事業者の募集と選定に係る事項を定めたものである。選定方法は公募型プロポーザル方式であり、別紙仕様書に示した事業内容に対する企画提案書の審査により、民間事業者の持つ観光に関する専門的な知識及び企画提案力、豊富な業務経験等を持つ、本業務を最も適切に履行できる事業者を選定する。

2. 業務の概要

（1）業務名

大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務

（2）業務内容

業務内容の詳細は、別紙「大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

（4）提案限度額

金 6,000,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

（5）担当課

大東市 産業・文化部 観光振興課

住所：〒574-8555 大東市谷川 一丁目 1 番 1 号

電話：072-870-0442 / FAX：072-870-0907

電子メール：kanko@city.daito.lg.jp

3. 実施方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- ①大東市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、本件に限り、業務等の特殊性から広く公募による提案を求める必要があるため、入札参加資格審査に準ずる申請書の提出要領（別紙）に掲げる書類を本プロポーザル参加申し込みと同時に提出し、受理された者でも可能とする。
- ②大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないもの
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ④政治活動、宗教活動を主たる目的としているものでないこと
- ⑤会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正または再生手続きを開始していないもの
- ⑥国税および地方税を滞納していないもの
- ⑦経営状態が著しく不健全（債務超過）でないこと
- ⑧大東市暴力団排除条例第7条各号に該当しないこと

5. 実施手順（スケジュール）

	項目	時期
①	実施要領等の公表	令和7年6月13日（金）※大東市ホームページに公開
②	質問受付期間	令和7年6月13日（金）～ 令和7年6月27日（金）17時まで ※様式6を使用し、電子メールで観光振興課に提出 ※件名は「デジタル観光マップ作製等業務プロポーザル（質問）」とすること ※電子メール：kanko@city.daito.lg.jp ※送信後は、必ず電話による着信確認を行うこと ※電話および直接来庁による質問には応じない
③	質問に対する回答	令和7年7月1日（火） ※回答をとりまとめ、大東市ホームページに回答を掲載。 ※仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。 ※同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。 ※質問者の名称等については公表しない。 ※評価及び審査に関する質問には回答しない。
④	参加表明書及び 会社概要の提出期間	令和7年6月13日（金）～ 令和7年7月7日（月）17時まで ※「6. 応募方法および企画提案書等の提出」に記載している要領にて提出（必要に応じて入札参加資格審査に準ずる申請書等も提出） ※参加資格要件を審査のうえ、その結果を令和7年7月10

		日（木）までに電子メールにて通知する。
⑤	企画書等の提出期間	令和7年6月13日（金）～ 令和7年7月14日（月）17時まで ※「6．応募方法および企画提案書等の提出」に記載している要領にて提出 ※企画提案書には、次年度以降における維持管理費用やその内容についても記載すること。
⑥	第一次審査結果通知 及び第二次審査案内	令和7年7月18日（金） ※提案事業者が4社以下の場合は第二次審査案内のみ。
	第二次審査 （プレゼンテーション）	令和7年7月25日（金）
⑦	選定結果の通知	令和7年7月下旬
⑧	契約の締結	令和7年8月上旬予定

6．応募方法および企画提案書等の提出

（1）提出書類および部数

	提出書類名	提出部数等	様式
①	参加表明書兼誓約書	正本1部	様式1
②	会社概要書	正本1部 副本6部	様式2
③	企画提案書等提出届	正本1部 副本6部	様式3
④	企画提案書	正本1部 副本6部	任意様式
⑤	類似事業実績調書	正本1部 副本6部	様式4
⑥	管理責任者・担当者調書	正本1部 副本6部	様式5
⑦	業務工程表	正本1部 副本6部	任意様式
⑧	見積書および見積内訳書	正本1部 副本6部	任意様式
⑨	入札参加資格審査に準ずる申請書の提出 について（※）	正本1部	別紙様式1

⑩	別紙に記載している各種書類（※） （※）詳しくは、別紙「大東市入札参加資格審査に準ずる申請書の提出要領」をご確認ください	正本 1 部	
---	---	--------	--

（２）提出期間

①②⑨⑩：令和 7 年 6 月 13 日（金）～令和 7 年 7 月 7 日（月） 17 時（必着）

③～⑧：令和 7 年 6 月 13 日（金）～令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時（必着）

（※）ただし⑨⑩については、本市の令和 7 年度入札参加有資格者名簿に登録されている事業者は提出不要

（３）提出方法

- ・それぞれの期日までに、大東市産業・文化 観光振興課に持参または郵送により提出するとともに、当該提出書類（①⑨⑩を除く）一式データを電子メールにて提出すること
- ・窓口受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く 9 時～17 時 30 分までとする（最終日は 17 時まで）
- ・電子メール送信後は、必ず電話による着信確認をすること。
- ・副本については、②～⑧を順に紐またはファイルに綴ること

【提出先】

〒574-8555 大東市谷川 1-1-1

大東市 産業・文化 観光振興課

電子メール:kanko@city.daito.lg.jp

（４）企画提案書の作成方法

業務内容（仕様書）を熟読のうえ、次の留意点に基づき簡潔に取りまとめること。

①仕様書をもとに、本業務の目的や基本仕様等を十分にふまえた提案内容とすること。

②提案内容は、仕様書の「４．業務内容」に記載された業務を網羅しており、且つ、できる限り具体的な内容とすること。

7. 契約候補者の選定

本業務の契約候補者の選定は、本市が設置する「大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務委託に係る大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、第一次審査及び第二次審査の２段階選定方式により行う。

審査対象となった提案について、提案内容を選定委員ごとに審査基準を基に「評価点」として算出、各選定委員の「評価点」の合計を「総合評価点」とする。

「評価点」は一次審査 30 点満点、二次審査 100 点満点とする。一次審査の点数は二次

審査に持ち越さない。

(1) 一次審査（書類審査）

①審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、審査基準（一次審査）に基づき、企画提案書等により産業・文化部職員が審査し、一定基準に達している事業者上位4者を一次審査通過者として選定する。なお、申込みが4者以下の場合は実施せず、提案のあった全事業者を一次審査通過者とする。

②審査基準

審査項目	配点	評価基準	評価点
実務実績	30	同様の業務を履行した実績内容。	10
業務実施体制		管理責任者及び担当者が事業を実施するにあたり十分な体制か。	10
提案価格		費用対効果は良いと考えられるか。	10

③結果通知

令和7年7月18日(金)に必要書類提出時に使用されたメールアドレス宛てに通知予定。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

①実施日時・場所

令和7年7月25日(金) 大東市役所内予定 ※詳細は第一次審査結果通知の際案内

②審査方法

一次審査通過者を対象とし、企画提案書及びプレゼンテーションについて審査基準に基づく審査を実施する。二次審査の合計点の最も高い事業者を契約候補者とし、次点の事業者を次点候補者として選定する。また、同点により、契約候補者となる事業者が2者以上あった場合、見積額の低い事業者を契約候補者とする。見積額が同額であった場合は、委員会において多数決により契約候補者を選定する。次点を獲得した事業者が複数あった場合も同様の方法で次点候補者を選定する。

なお、二次審査の最低限の要求水準として、総合評価点の平均が60点未満の場合は、契約候補者を選定しないものとする。

また、提案を行った事業者が1者のみであった場合の審査方法については、委員会に諮ることとする。

③審査基準

審査項目	配点	評価基準	評価点
デジタル観光マップ作製業務に関する提案内容	45	提案内容は、仕様書に定める「目的」をふまえ、「基本仕様」を満たしたものとなっているか。	5
		スポットやモデルコースの登録、交通アクセスを含む「基本仕様」について、デザイン性や操作性、利便性等（発注者による操作性や維持	15

		管理費用は別項目で審査のため除く)が、優れたものであるか。	
		その他の企画提案については、本業務の目的達成に資するものであるか。	10
		デジタル観光マップの利用促進策は、効果的なものであるか。	10
		発注者によるスポット等の追加・更新等の運用について、操作性等はわかりやすく、複雑でないか。	5
観光プロモーション業務に関する提案内容	15	提案内容は目標達成に十分な内容となっているか。	15
業務実施体制	10	実施体制(組織や人員)は、提案内容やデジタル観光マップの保守・運用支援、観光プロモーションを行ううえで実現可能なものとなっているか。	5
		発注者と受注者とで密に連携して取り組む姿勢が伺えるか。	5
業務実績	10	類似業務の実績等に鑑み、本業務遂行の見込みがあると認められるか。	10
実施スケジュール	5	適切なスケジュールとなっているか。	5
見積書	15	事業費の積算、内訳は妥当か。	5
		イニシャルコスト及びランニングコストの費用対効果は良いと考えられるか。	10

④留意事項

- ・プレゼンテーションの時間は1事業者あたり 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする。
- ・プレゼンテーションは、契約締結後に本業務に直接携わる者が入室すること。また、会場に入室できるのは3名以内とする。
- ・使用する説明資料を追加する場合は、当日に6部持参し、プレゼンテーション開始前に委員へ配布すること。また、追加資料については、プレゼンテーション後、速やかにデータで提出すること。
- ・パソコンを使用する場合は、参加事業者が用意すること。投影用のモニター(HDMI 端子接続)は本市が用意する。
- ・選定された事業者の提案内容を基に業務を行うものとするが、双方協議の上、提案内容の一部を変更し、実施することができるものとする。

⑤結果通知

選定結果は、二次審査を実施したすべての事業者に対して、令和7年7月下旬(予定)に必要な書類提出時に使用されたメールアドレス宛に通知する。

また、選定結果の通知後、本市ホームページで契約候補者を公表する。

8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②参加資格を満たさなくなった場合
- ③審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ④企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ⑤見積額が提案限度額を超えていた場合
- ⑥審査を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦他の参加事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑧契約候補者選定終了までの間に、他の参加事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑨選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑩前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合など

9. 契約締結

- ① 本市は、契約候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、契約上限金額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、提出された提案書等の内容について、必要に応じて、提案内容の一部変更を協議する場合がある。

契約候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を契約候補者として協議を行うものとする。

- ② 受注者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ再委託する相手方の住所、事業者名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性および再委託の金額等について記載した書面を市に提出し、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、大東市契約規則第31条第2項の規定による要件に該当する場合は免除とすることができる。

10. 契約候補者の公表

次に掲げる事項を、本市ホームページで公表する。

- ①業務名

- ②業務概要
- ③契約候補者を選定した日
- ④契約候補者の名称および所在地
- ⑤その他、必要な事項

1 1. その他留意事項

- ①応募・提案に関し必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類の返却は行わない。
- ③応募にあたって提出する書類の差替えは原則として認めない。また、必要書類が不足していた場合、後日失格として取扱うことがある。
なお、追加提出等を応募書類以外に求める場合がある。
- ④提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき公開する。
- ⑤審査の結果、契約候補者なしとすることがある。
- ⑥その他、本事業の募集・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。
- ⑦本募集に参加する者は、契約候補者決定後において、実施要領等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。